

〈様式〉

【記入例】「資本性借入金」該当証明書

令和7年8月1日

・公認会計士、税理士又は建設業経理士1級
である者のいずれかが証明してください。
・証明者は社外の方でも構いません。

所有資格
商号又は名称
氏名

建設業経理士1級
●●株式会社
青森 太郎

△△株式会社において、令和7年3月31日時点の借入残高のうち、50,000,000円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目5.借入日 6.期限
	期限一括償還* ¹	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*¹ 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*² 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

*³ 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

・全ての要件に該当していることが必要です。

【借入内容】

科目	内容
貸出主	××銀行
借入金額	50,000,000円
借入期間	2015年4月1日～2027年3月31日
当期決算日における残存年数	2年以上3年未満
自己資本と 扱う額* ⁴	当期決算日 (2025年3月31日) 20,000,000円
	前期決算日 (2024年3月31日) 30,000,000円

*⁴ 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

・資本性借入金のうち自己資本として扱う金額のみ
記載してください。

◎「資本性借入金」該当証明書(様式) 提出書類等のポイント

※令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請から対象であり、審査基準日が令和7年3月31日以降かつ単独決算での申請者に限り評価します。

※本取扱いについては、経営状況分析において、資本性借入金とみなした金額が自己資本として加算されていることが適用条件となりますのでご注意ください。

項番17「自己資本額」において、資本性借入金の要件を全て満たす借入金については、資本性借入金とみなし、自己資本に加算することができます。
経営事項審査申請時に以下の書類を提出してください。

資本性借入金「該当証明書」の写し
(経営状況分析申請において提出した証明書の写し)

○資本性借入金の要件

- (1) 償還期間が5年超
- (2) 期限一括償還
- (3) 配当可能利益に応じた金利設定
 - ・業績連動型が原則
 - ・債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
- (4) 法的破綻時の劣後性の確保
(又は少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること)
- (5) 貸出主が金融機関(政府系含む)であること又は「資本性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる関係省庁等の制度による借入であること

○「資本性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる関係省庁等の制度

- ・挑戦支援資本強化特例制度(日本政策金融公庫)
- ・新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度(日本政策金融公庫)
- ・中小企業活性化協議会版「資本的借入金」
- ・中小企業活性化協議会版「資本的借入金」
(新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
- ・災害対応型劣後ローン(日本政策金融公庫)
- ・産業復興機構による既往債権の買取制度
- ・危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン(日本政策投資銀行・商工中金)
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
- ・農林漁業経営資本強化資金

※様式については、「建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」－「経営事項審査の様式一覧」の項目をご覧ください。